

燕市指定地域密着型サービスに係る事業者の指定に関する基準並びに事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

燕市指定地域密着型サービスに係る事業者の指定に関する基準並びに事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年燕市条例第14号）の一部を次のように改正するものとする。

平成31年3月1日 提 出

燕 市 長 鈴 木 力

記

燕市指定地域密着型サービスに係る事業者の指定に関する基準並びに事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

燕市指定地域密着型サービスに係る事業者の指定に関する基準並びに事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成25年燕市条例第14号)の一部を次のように改正する。

第4条中「法人」の次に「又は病床を有する診療所を開設している者(第16条に規定する看護小規模多機能型居宅介護に係る指定の申請に限る。)」を加える。

第19条を第20条とする。

第18条第1項中「及び指定地域密着型通所介護」を「、指定地域密着型通所介護及び共生型地域密着型通所介護」に改め、同条を第19条とする。

第17条の次に次の1条を加える。

(共生型地域密着型通所介護の基本方針)

第18条 前条の規定は、共生型地域密着型通所介護(法第78条の2の2第1項に規定する申請に係る法第42条の2第1項本文の指定を受けた者による指定地域密着型通所介護をいう。)の事業について準用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。